

新潟市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第21号

新潟市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号。以下「政令」という。）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(除却の必要性に係る認定申請書に添える書類)

第2条 省令第49条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会のうち、委員に外部の学識経験者を複数有する機関が、法第102条第2項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類
- (2) 耐震診断を行った者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類
- (3) マンション（法第2条第1項第1号のマンションをいう。以下同じ。）に係る、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第1条の3第1項表1の明示すべき事項を明示した次に掲げる書類
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図

エ 求積図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) マンションに係る、建築基準法施行規則第1条の3第1項表1の明示すべき事項を明示した次に掲げる書類

ア 前項第3号に掲げるもの

イ 立面図（2面以上）

ウ 断面図（2面以上）

(2) 省令第49条第2項第2号の書類に係る調査を行った者が除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和3年国土交通省告示第1522号）第2から第5までに規定する資格を有する者であることを証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 法第102条第2項第1号に該当するものとして同項の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、省令第49条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に掲げる構造計算書を添えることを要しない。

（許可申請書の添付書類）

第3条 省令第52条第1項の特定行政庁が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるものとする。

(1) 省令第50条の除却の必要性に係る認定通知書の写し

(2) 法第103条に規定する要除却認定マンションに係るマンションの建替えにより新たに建築される再建マンションに係る、前条第2項第1号の書類

(3) 許可を必要とする理由書

(4) その他市長が必要と認める図書又は書面

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。